廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等により、次のとおり申請及び届出等を行うことが必要になりますが、その時期及び窓口は以下のとおりです。

項目	概　　要	時　期	窓口／手数料
廃棄物処理施設の定期検査	特定の廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付けることとする制度。 対象施設は、廃棄物焼却施設、廃石綿の溶融施設、廃PCB処理施設及び最終処分場に限る。ただし、市町村等は除く。 定期検査は５年３ヶ月に１回受検。 既存の施設は、施行後１年から５年以内に受検。 ◇既存施設の受検時期 施設許可日が H5.3.31以前⇒H24.3.31まで H5.4.1～H8.3.31⇒H25.3.31まで H8.4.1～H10.3.31⇒H26.3.1まで H10.4.1～H15.3.31⇒H27.3.31まで H15.4.1～H23.3.31⇒H28.3.31まで	各総合支庁環境課と事前に相談し、十分な時間的余裕をもって申請してください。	総合支庁環境課 －
熱回収施設設置者の認定	廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の登録を受けることができる制度。 ◇認定の基準 発　　電：ボイラー及び発電機 発電以外：ボイラー又は熱交換器 年間の熱回収率10%以上 外部からの燃料投入による熱量が30%以内	県庁循環型社会推進課に事前に相談し、認定申請してください。	県庁循環型社会推進課 認定： 33,000円 更新認定： 20,000円
排出事業者が産業廃棄物を事業場の外で保管する際の届出	排出事業者がその産業廃棄物を生じる事業場の外で保管するときはあらかじめ都道府県知事に届け出なればならないとする制度。 届出対象は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）で、当該保管の用に供される場所の面積が300m2以上である場所において行われる保管。	あらかじめ 既に行われている保管は、H23.6.30まで	総合支庁環境課 ―
多量排出事業者の処理計画等	多量の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を排出する事業者が産業廃棄物の減量等計画の作成し、提出する制度（従前どおり）※　様式の統一化、罰則規定の創設	毎年 6月30日 まで	総合支庁環境課 ―
優良産廃処理業者認定制度（処理業許可期間の特例）	優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設する制度。 既存の産業廃棄物処理業者は、許可の有効期間の満了日までの間は、優良基準に適合する旨の都道府県知事の優良確認の申請が可能。 ◇認定の要件：遵法性、事業の透明性(情報公開)、環境配慮（ISO等）、電子マニフェスト、財務体質	許可の更新時期 既存の許可業者は今の許可有効期間中の任意の時期	総合支庁環境課 又は 本庁循環型社会推進課 ―